

通所介護および日常生活支援総合事業

重要事項説明書

東京都 1373502614 総合事業 13A3500041

1. 事業者

法人名	株式会社フージャースウェルビーイングパートナーズ
法人所在地	東京都中央区日本橋室町四丁目3番16号 柳屋太洋ビル
代表者氏名	大久保 将樹
電話番号及びFAX	電話：03-3243-8110 FAX：03-3243-7661

2. 事業所の概要

事業所の種類	① 指定通所介護 ② 通所サービス重点ケア型（日野市） ③ 通所サービス混合ケア型（日野市） ④ 予防通所介護相当サービス（八王子市）
事業所の名称	リルセーヌ多摩平の森
所在地	東京都日野市多摩平3-1-1 Tomorrow PLAZA 1階
開設年月	平成27年4月1日
電話番号及びFAX	電話：042 - 582 - 6870 FAX：042 - 585 - 8687
管理者氏名	尾崎 裕子
事業所番号	① 東京都1373502614 ②③④総合事業13A3500041
指定年月日	① 平成27年9月1日 ②③④平成28年4月1日
交通	JR中央線豊田駅北口徒歩9分

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜・火曜・木曜・金曜・土曜	
営業時間	8：30～17：30	
サービス提供時間	要介護コース	要支援・総合事業コース
	1単位目9：00～12：10 2単位目13：30～16：40	1単位目9：30～11：30 2単位目14：00～16：00

4. 通所介護及び介護予防通所介護（以下「通所介護等」という。）の定員
1単位目 30名 、 2単位目 30名

5. 職員の概要

職種	職員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上（介護職員兼務）
看護職員	1名（機能訓練指導員兼務）
介護職員	注 1
機能訓練指導員	1名以上

注 1)利用者数 15 人までは 1 以上それ以上 5 又は端数ごとに 1 加えた数以上

6. 通所介護等の概要

(1) 事業の目的

○通所介護サービス

利用者が要介護状態等となった場合において、入浴、個別機能訓練等を提供することにより、利用者の心身機能の維持を図り、介護している家族の負担軽減を図ります。

日常生活上の基本動作など心身機能の維持や状態の改善の可能性の高い軽度の要介護状態の利用者に対し、生活機能の改善・廃用症候群の予防を行ないます。

○日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るとともに、高齢者の社会参加の促進や要支援・要介護状態となることを予防する事業の充実による認定に至らない高齢者の増加、効果的なケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を図ります。

(2) 運営方針

利用者の人格を尊重し、常に安全に配慮しつつ利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

(3) 通所介護等の概要

項目	内容 方法等
通所介護サービス計画の作成	居宅支援事業所が作成するケアプランに沿った通所介護の目標を達成するための具体的なサービス内容を計画します。
通所介護サービス計画に添ったサービスの提供	懇切丁寧に行うことを旨とし、常に利用者の病状および心身の状況等の把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス計画に従ったサービスの実施状況および評価をケース記録に記録します。
利用者または家族への説明および指導	通所介護サービス計画の目標および内容、その実施状況や評価について説明します。
居宅サービス計画等の変更の援助	居宅サービスの実施状況を居宅支援事業者に報告する等、連絡やサービスの調整に努めます。

(4) 非常災害対策

項目	内容
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、消火栓等の消火設備, 非常口等の避難設備、および非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を整備しています。 ・消防機関との連絡を密にして、避難救出及び消火に関する訓練を適宜実施しています。

7. 利用者の留意事項

項目	内容
外出・退出	サービス利用中、個人での外出、退出は出来ません。また、止むを得ず外出、退出する場合は、管理者の許可を必要とします。許可なく外出した場合に生じた事故等による損害を賠償することはできませんので、ご注意ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室・設備・器具は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損等が生じた場合はその損害を賠償して頂くことがあります。
喫煙	送迎及びサービス時間内は禁煙とさせていただきます。
迷惑行為	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠

	慮願います。
金銭・貴重品の管理	事業者は利用者の金銭および貴重品の管理は出来ません。紛失されても責任を負えません。
宗教・政治活動	施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
危険物・動物・飲食物等の持ち込み	施設内への危険物・動物・飲食物等の持ち込みは禁止とさせていただきます。

8. 利用料金（2024年6月1日現在）

（1）下表に示した内容に応じた利用料金となります。

また、保険外給付サービスを利用された場合は、保険外給付サービス利用料がかかります。

また、介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

（2）保険給付サービスの利用料

法定代理受領の場合は下記費用額（10割）の1割を例示

（ただし利用者負担割合、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。）

【規模区分】 通常規模型 通所介護費	3時間以上4時間未満					
	算定単位	（単位数）	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	1日につき	370	¥3,951	¥396	¥791	¥1,186
要介護2	1日につき	423	¥4,517	¥452	¥904	¥1,356
要介護3	1日につき	479	¥5,115	¥512	¥1,023	¥1,535
要介護4	1日につき	533	¥5,692	¥570	¥1,139	¥1,708
要介護5	1日につき	588	¥6,279	¥628	¥1,256	¥1,884

※日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

			算定単位	(単位数)	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	
八王子市		通所型独自サービス1	要支援1	1月につき	1,798	¥19,202	¥1,921	¥3,841	¥5,761
		通所型独自サービス2	要支援2	1月につき	3,621	¥38,672	¥3,868	¥7,735	¥11,602
		サービス提供体制強化加算 I 1	要支援1	1月につき	88	¥939	¥94	¥188	¥282
		サービス提供体制強化加算 I 2	要支援2	1月につき	176	¥1,879	¥188	¥376	¥564
日野市	重点ケア型	通所型独自サービス1	要支援1	1月につき	1,798	¥19,202	¥1,921	¥3,841	¥5,761
		通所型独自サービス2	要支援2	1月につき	3,621	¥38,672	¥3,868	¥7,735	¥11,602
		サービス提供体制強化加算 I 1	要支援1	1月につき	88	¥939	¥94	¥188	¥282
		サービス提供体制強化加算 I 2	要支援2	1月につき	176	¥1,879	¥188	¥376	¥564
	混合ケア型	通所型独自サービス/3 1	要支援1	1月につき	1,556	¥16,618	¥1,662	¥3,324	¥4,986
		通所型独自サービス/3 2	要支援2	1月につき	3,132	¥33,449	¥3,345	¥6,690	¥10,035
		サービス提供体制強化加算 I /3 1	要支援1	1月につき	88	¥939	¥94	¥188	¥282
		サービス提供体制強化加算 I /3 2	要支援2	1月につき	176	¥1,879	¥188	¥376	¥564
介護職員処遇改善加算(新加算 I)			1月につき	所定単位数の9.2%加算					

【その他加算】

	算定単位	(単位数)	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算(Ⅰ)口	1日につき	76	¥811	¥82	¥163	¥244
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	20	¥213	¥22	¥43	¥64
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	40	¥427	¥43	¥86	¥129
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき	30	¥320	¥32	¥64	¥96
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき	60	¥640	¥64	¥128	¥192
サービス提供体制加算Ⅰ	1日につき	22	¥234	¥24	¥47	¥71
介護職員処遇改善加算(新加算Ⅰ)	1月につき	所定単位数の9.2%加算				

※利用料（10割）のうち、利用者負担額（1割）の計算方法については、
【10割分の額－（10割分の額×0.9（1円未満切捨て））】となる。

（3）介護保険給付対象外サービスの利用料

	要介護コース	要支援コース
嗜好飲料費（ドリンク）	1回 280円	1回180円
	※希望の方のみ	
リハビリパンツ・パット	1枚 150円	
その他日常生活費	利用者の希望により購入する身の回り品、利用者の希望による教養娯楽費、レクリエーションに係る費用の実費 ※事前に費用が発生することを説明し確認の上実施いたします。	

（4）キャンセル料金

利用者が利用期日の午前8時半を超えて利用の中止を申し出た場合はキャンセル料金800円を頂きます。但し、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

（5）支払方法

当事業所に料金を支払う場合の支払方法については1ヶ月毎に清算し、請求書をお渡しした月の末日までに（1. 口座振替 2. 銀行振込）にてお支払頂きます。

(6) 料金見積

例：要介護1 介護保険負担割合1割

入浴なし 飲料費用なしの場合

370（通常規模型通所介護 要介護1）+76（個別機能訓練加算Ⅰロ）=476円
（1回につき）+介護職員処遇改善加算Ⅰ（介護報酬総単位数×9.2%※1単位
未満の端数は四捨五入）

9. ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10. 虐待の防止等

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

・事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

・当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

・事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。氏名：

11. 感染症の予防とまん延防止

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ・ 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 事業所において業務継続に向けた取り組みについて

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 苦情相談窓口

相談窓口	内容
リルセーヌ多摩平の森 生活相談員 尾崎・遠藤	受付時間 9:00～17:00 水・日曜を除く 電話：042 - 582 - 6870
株式会社フージャースウェルビーイング パートナーズ リルセーヌ介護事業室	受付時間 9:00～18:00 土・日・祝日を除く 電話：03-3243-8110
日野市役所 健康福祉部 高齢福祉課介護給付係	受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を除く 電話：042 - 585 - 1111

東京都国民健康保険団体連合会	受付時間 9：00～17：00 土・日・祝日を除く 電話：03 - 6238 - 0177
----------------	---

14. 第三者評価者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	2 なし		

15. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

(付 則)

この重要事項説明書は2026年4月1日より施行する。

年 月 日

事業者 東京都中央区日本橋室町四丁目3番16号柳屋太洋ビル
 株式会社フージャースウェルビーイングパートナーズ
 代表取締役 大久保 将樹 印

説明者 リルセーナ多摩平の森
 職 種 管理者
 氏 名 尾崎 裕子

利用者 住 所 【
 氏 名 【

代理人 住 所 【
 氏 名 【

以下余白

以下余白

以下余白